

食料自給率の向上を求める意見書

最近の食料をめぐる国際情勢は、発展途上国の人口増加や経済力の向上により食糧需要が一層拡大するとともに、干ばつや地球温暖化の進行、バイオ燃料の需要増加等により穀物価格が高騰するなど、食料の安定供給に対する国民の不安が高まっている。

こうした中、我が国では、国民の食生活の大きな変化や輸入農産物の増加などから、食料自給率が40%にまで低下しており、食料の安定供給の観点から他の先進国と比べても危機的な状態となっている。

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務である。

よって、国においては、農業の振興と食料自給率の向上のため、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国内の農業生産を強化し、生産と消費両面から食料自給率の向上に必要な施策を早急に充実・強化すること。
- 2 農業の担い手の育成を図るとともに、担い手への農地の面的集積や耕作放棄地の解消など農地の有効利用を促進すること。
- 3 米の消費拡大、地産地消の推進、食の安全・安心の確保など、国産農産物の需要拡大に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	鳩山邦夫	様
財務大臣	与謝野馨	様
農林水産大臣	石破茂	様